

the Heartful OAG

Vol. 7
2005.11月号

元気な企業をつくる

OAGスタッフ研修会

会計事務所とM&A

～実例を踏まえて～

株式会社日本M&Aセンター 代表取締役
分林靖博氏

来年度の税制改正の展望

～ゴルフ会員権の譲渡所得を中心に～

奥田周年 資産税部 マネージャー 税理士

留保金課税制度は廃止させましょう

榎林一典 マネジメント・ソリューション部 部長 税理士

福祉事業にサービス業の視点を

四村保志 株式会社福祉総研 取締役 社会保険労務士

「社会福祉会計簿記認定試験」を行います

小出正治 特定非営利活動法人福祉総合評価機構

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬

03

OAGスタッフ研修会
会計事務所とM&A
～実例を踏まえて～
株式会社日本M&Aセンター
代表取締役 分林靖博氏

04

来年度の税制改正の展望
～ゴルフ会員権の譲渡所得を中心に～
奥田周年
資産税部 マネージャー 税理士

05

留保金課税制度は廃止させましょう
樽林一典
マネジメント・ソリューション部 部長 税理士

06

福祉事業にサービス業の視点を
四村保志
株式会社福祉総研 取締役 社会保険労務士
「社会福祉会計簿記認定試験」を行います
小出正治
特定非営利活動法人福祉総合評価機構

07

薬学博士・岩井正憲先生に尋ねる
健康へのアドバイス
第6回 病は「血」から



太田孝昭
(太田アカウンティンググループ代表)

太田孝昭が語る春夏秋冬 本音のぶつかり合いが 企業を成長させる

日本の台風、アメリカのハリケーンと、今年「猛烈な」と表現される自然災害が相次ぎました。被災をされた方々には心からのお見舞いを申し上げます。

自然の猛威はゆゆしき問題ですが、企業が成長するためには、ときに「台風」を起こすことも必要です。台風には海水温の上昇というエネルギーが必要ですが、企業の成長にもエネルギーが不可欠なことは言うまでもありません。そのエネルギーを生み出すものは何でしょうか。私は「本音」が大きな割合を占めていると思います。

ところで、皆さんは、自分の本音をどこに存じですか？ 建前を気にするあまり、本当の気持ちを見失っていませんか？ 経営者の方なら、社員に本音を話したことがありますか？

本音を話さないままでは、やがて建前とのギャップが大きくなり、社員のモチベーションは下がってしまいます。社員の支持なくして企業の成長は望めません。社員のエネルギーを上昇させるために、まずは自分の本音を語ってみてはいかがでしょうか。

本音を見せたくないという方は多いと思いますが、見せることで社員が経営者を信頼し、社員の自主性が育まれたとい

う例は多くあります。

また、自分の本音を語るとともに、社員の本音を聞くことも大切です。社員の本音など聞いても仕方がないという方も多いでしょう。しかし、自分の夢や目標を実現するためには、社員の本音をつかんでおくべきです。本音をぶつけ合い、その思いが企業の中で実現可能かどうか、同じ方向を向いて歩んでいけるかどうか、経営者と社員が共に考えることが大きなエネルギーを生み出します。

本音を語り合う手段はたくさんあります。例えば、パワーランチのように食事をしながらリラックスした雰囲気話し合う、ブログを活用する、ご意見箱を設置する、会議で提案制度を設けるなど。やりやすい方法で、「本音を語り合おう」と発信するといいでしょ。

組織にはさまざまな人がいます。彼らの本音も千差万別。初めのうちはまとまりのない状態になったとしても、本音を語り合い、ぶつけ合う中で収斂されていくものです。

本音を話すには勇気が必要ですし、その時間を確保するのも容易ではありません。けれども、あえて語り合う努力をすればこそ、台風並みのエネルギーが生まれるのだと私は思います。

会計事務所とM&A～実例を踏まえて～

株式会社日本M&Aセンター
代表取締役 分林靖博氏

日本のM&Aコンサルティングの老舗的存在として、M&A市場をリードしているのが日本M&Aセンターです。分林靖博社長は、「中小企業にとって、M&Aは後継者問題を解決する最も有力な手段です」と力説され、最近では毎週のように全国でM&A案件をまとめています。M&Aというと事業法人だけのように考えがちですが、後継者問題は会計事務所にも当てはまり、分林社長は「今後、会計事務所のM&Aが活発になる」と予想されています。日本経済再生のために、M&Aの活用を力説される分林社長にお話をうかがいました。

日本M&Aセンター<Corporate profile>

日本M&Aセンターは、全国の有力な公認会計士・税理士約500人で組織する「日本事業承継コンサルタント協会」の会員を中心として、1991年に設立されました。北海道から九州まで全国に150社を超える地域M&A会社を設立し、日本最大級のM&Aネットワークを構築しています。また、東京・大阪等全国の商工会議所との提携や、金融機関に対するM&A業務の支援なども行い、特に中小企業のM&Aについては、豊富な経験と高いノウハウを持っています。



経営権の承継に高いニーズ

事業承継には、財産権の承継と経営権の承継の2つの要素があります。会計事務所は、今までは財産権の承継(相続に関する税務)が中心でしたが、最近は経営権の承継に関するニーズが非常に高まっています。

約15年前に日本M&Aセンターを設立した直後、日本経済新聞に「あなたの会社の後継社をお探しします」という全面広告を出したところ、1週間に400件もの問い合わせの電話がありました。現在、M&Aの成約手数料は1案件当たり3千万円～5千万円いただいており、それだけニーズが高まっている証明だと思えます。

会計事務所に求められるコンサル能力

日本では、赤字企業が全体の72%を占め、倒産や廃業も増えています。会計事務所にとっては、クライアント数が減少していくことになり、非常に厳しい経営環境を迎えつつあるといえるでしょう。しかし、その中でも伸びている会計事務所があります。共通項は、業種別特化が業務別特化に徹しているところで、例えば、日本経営さんは医療、建設、資産税、TACTさんは事業承継に特化されて、大きく成長されています。

会計事務所が伝統的に行ってきた記帳代行は、生産性も低く、今後はやめる方向で考えるべきでしょう。税務も、72%が赤字企業ですから、ニーズはそれほど高くありません。そこから考えると、経営課題の解決こそが、これからの会計事務所の仕事で、コンサルタント会社の中に税務部門があるというのが、将来的なイメージだと思います。

二代目経営者を阻む厳しい経営環境

現在の経営者がいちばん求めているのは、経営問題の解決です。先日、ある有名企業の経営者が相談にきました。財務内容も良く、経営も安定しているのですが、先行きが不安だということでした。私は、会社の売却を勧めました。

基本的に、二代目が会社を継ぐのは罪悪だと私は考えています。一代目と同じレベルの経験や得意分野も持たない二代目が、事業を継げるような甘い経済環境ではないからです。以前は「企業30年説」がいわれていましたが、今では5年ごとに新しいものを出していかなければ生き残れません。

そんな厳しい時代の中で、後継者の最低限の条件は、創業者以上の力量があることです。その点から見ると、一代目の事業を引き継げる能力がある二代目は20人に1人くらいと言っていいでしょう。逆にいえば、20社に19社は二代目が継げないということです。

今、日本の産業は空洞化と集約化が進んでいて、例えば家電製品は9割が海外生産ですし、卸はどの分野でも4～5社程度の大手企業しか生き残れません。建設業も現在の半分以下の会社数でいいというのが共通認識です。ドラッグストア業界も、数十億円の売り上げでは生き残っていきません。大手と仕入れ価格が全く違うからで、大手の傘下に入った途端、仕入れ価格が4%も下がって赤字になったドラッグストアもあるほどです。

M&Aが事業承継の決め手に

企業経営者の多くは、50代後半になる

と後継者を考え始めます。50代以上の経営者が60%を占めているので、今後10年以内に60%の企業が後継者問題に直面することになります。私どもに相談に来られる経営者の平均年齢は62～63歳で、そのうち50%は後継者がいません。会計事務所業界はさらに深刻で、60歳以上の所長が61%も占め、70歳代がいちばん多いという異常な構造です。つまり、会計事務所のM&Aはこれから急増していき、全国の事務所の半分はM&Aの対象になるのではないかと予想しています。

事業承継には、4つの方法しかありません。①上場、②後継者への承継、③廃業(清算)、④第三者への承継です。一般的に、上場できる企業はごくわずかですし、後継者に承継するにしても、中小企業の社長は経営権を安定させるために株を買うことが絶対条件になります。しかも、銀行は負債の個人保証を要求しますから、それをするだけの度胸と担保(資産)、そして高い経営能力も必要です。よく「社員の中からいい人を選ぶ」という経営者がいますが、カネも度胸も能力もある人材なら、とっくに独立しているはずです。

廃業は、社員の生活保証ができませんし、負債がある場合は経営者も悲惨な状況になります。つまり、いちばんいい解決方法は、第三者に売ることしかありません。

M&Aは基本的に企業の時価で売買されますから、経営者はハッピーリタイア、従業員も継続雇用されて満足できます。買う側も短期間に売り上げや事業領域の拡大が実現できます。会計事務所にも同じことがいえ、会計事務所のM&Aは、これから普通のことになるでしょう。

来年度の税制改正の展望 ~ゴルフ会員権の譲渡所得を中心に~

奥田周年 資産税部 マネージャー 税理士

日本の税制は、政府の税制調査会が中期的な税制の在り方を示す一方、最終的な税制の決定権限は、与党(自民党)の税制調査会が握っています。

毎年、年末に与党より税制改正大綱が発表され、年初に閣議決定し、国会審議後、例年3月末に法案が成立しています。

今年も、平成18年度の税制改正に向けてさまざまな論議があり、既に、各省庁からの要望事項がまとまっています。

その主なものには、金融所得課税の一元化(金融庁、経済産業省、農林水産省)、地震保険料控除制度の創設(財務省、金融庁、内閣府、農林水産省)、住宅取得資金の贈与の特例の延長(国土交通省)があります。

一方、政府の税制調査会では、平成17年6月の中間答申で「個人所得税のあり方」をまとめているのですが、その中で「土地、株式にかかる譲渡所得については既に分離課税とされている。その他の資産(ゴルフ会員権を含む)の譲渡益についても、同様の取り扱いとすることを検討する必要がある」と指摘しています。

現状では、5年を超えて所有しているゴルフ会員権を売却した場合、利益が出ればその2分の1を課税対象とし、給与などの他の所得と合算して所得税を計算します。

一方、損失が出ればその全額を給与など他の所得から差し引いて所得税を計算します。

このゴルフ会員権の売却による損失の実現は、租税回避に用いられやすいため、中間答申では分離課税の導入を提言しています。

ゴルフ会員権の売却損を他の所得から差し引く損益通算の廃止は、以前から検討されており、平成17年の改正の際にも問題になっており、来年度から導入されるのではないかと、この見方もあります。

過去、土地、建物の譲渡損失の損益通算や繰越が規制された平成16年の税制改正の過程をみると、自由民主党による税制改正大綱が平成15年12月17日に発表され、その後年末までに譲渡損を実現しないと損益通算ができなかった経緯があります。

今後、年内の税制改正情報にはご注意ください。

なお、譲渡損益を計算するに当たっては、入会金や預託金、名義書換手数料などの領収書、会員権の裏表のコピーが必要になります(コピーは売却前にご準備ください)。

また、ゴルフ場の倒産などにより、そのゴルフ場が存続できないなどの理由が生じたときは、その後に発生した譲渡損は通算できません。

また、預託金の返還不足額も他の所得との損益通算ができませんので、ご注意ください。

詳しくは、当事務所スタッフまでお問い合わせください。



社員紹介



中根 稜
法人税部 マネージャー
税理士

別の人生もあったかも…?

大学時代には、就職活動をするよりも何か人の役に立てる仕事に就きたいと思っていました。偶然、税理士という職業を知り、卒業後に資格取得を目指しました。現実には幅広い知識や知恵が要求され、まだまだお客様から教えていただくことの方が多いのですが、一人でも多くの方に笑顔になっていただけるように精進している毎日です。



桑戸 真央
資産税部

「体力年齢40歳代」にショック!

当事務所では最年少で、体力には自信がありました。ところが、ジムでたまたま誘われて体力年齢を測ってみると、何と40歳代後半! 優しい先輩方に助けていただき、楽しく仕事をさせていただいているうちに、どうやら「幸せ太り」になってしまったようです。今はジム通いが最大の趣味になっています。

留保金課税制度は廃止させましょう

樽林一典 マネジメント・ソリューション部 部長 税理士

同族会社に対する留保金課税制度をご存じですか。これは、少数の関係者により支配される同族会社は、同族株主の配当課税を回避するなど法人税・所得税を総合する恣意的な税負担の操作が行われやすいため、一定限度(留保控除額)を超えた内部留保については事業上不必要のないものとして、通常の法人税とは別に法人税を重課する制度です。

かつては所得税と法人税との間の税率の格差が大きかったことから(昭和40年代には所得税の最高税率75%に対し法人税率は35%でした)、個人事業と変わらない実態のまま法人形態を採用することにより、これらの税率の格差から生じる利益を享受しようとするのが起こったため、その対策として設けられました。

ところが、現在では所得税の最高税率が37%で法人税率が30%ですから、格差はわずか7%にすぎなくなっています。従って、制度創設当時の課税根拠はほとんどなくなってきているといえるでしょう。

本来、法人の適正もしくは必要な内部留保額は、それぞれの法人の事業計画や事業形態など、各法人の個別事情により主観的に判断されるべきものです。このように画一的な留保控除額は、あえていえば、法人の内部留保政策・配当政策に対する国による不当な介入ととらえることもできますし(支払配当により留保金額は減少します)、何より課税の公平の観点から非同族会社との比較において問

題があります。

特に、資金力や社会的信用力が劣る経営基盤の弱い中小規模の同族会社にとって、財務体質の強化やその成長の源泉である新規の設備投資や研究開発等のために、利益の配当を抑え、内部留保の充実を図ることは極めて重要です。それにもかかわらず、留保金課税制度はこうした事情を全く考慮しないで一律に課税する仕組みになっているのです。

本来は、留保控除額を超える内部留保があったとしてもその留保額につき合理的な説明が可能な場合には課税しない、というのが筋だと思います。たとえ現制度を前提としたとしても、その後の事業年度において課税済みの留保金額を原資として配当等がなされた場合には税額の調整措置があつてしかるべきですが、そのような規定も設けられていません。

今回このようなお話をしたのは、現在、租税特別措置として一定のベンチャー企業などと共に留保金課税制度が一時不適用とされている「自己資本比率50%以下の中小企業に対する特例措置」が来年3月末に廃止される見込みだからです。

これから年末年始にかけて、来年度の税制改正の議論が活発になると思われます。所得税増税などニュース性の高いものも大事ですが、留保金課税制度の対象とされている企業の皆様が、このような不合理な税制に関して声を上げていくことも必要かもしれません。



庭野 智
法人税部 マネージャー
税理士

体重を気にしつつグルメ旅行

税理士に共通する悩みは、運動不足です。私もベスト体重から10kgもオーバーしてしまいました。高校までは剣道で鍛えていたのですが、今はなかなか時間が取れません。それに食べることも好きで、今年は本場の味を求めてイタリアまで行きました。その時間に運動すればいいことは分かっているのですが…。



森谷陽介
法人税部
税理士

週末の楽しみはドライブ

道路公団の民営化でETCに注目が集まって普及率も5割を超えたようですが、朝6時までにETCを使って高速道路に乗れば、100km圏内なら通行料が半額になるんですよ。それを利用して、毎週末のように妻とドライブに行っています。現地での滞在時間が増えて食事代も浮きますから、早朝ドライブはお勧めです。

福祉事業にサービス業の視点を

四村保志

株式会社福祉総研 取締役 社会保険労務士



2000年に社会福祉法が全面的に見直され、介護保険が導入されるなど、社会福祉制度が大きく変わりました。こうした動きに対応して、2002年に太田・細川会計事務所社会福祉部を独立させたのが、福祉総研です。

社会福祉法人の皆様へ、会計・労務・施設整備に関するコンサルティングを幅広くご提供しています。

社会福祉には、主に「高齢者」「障害」「児童」という3つの分野がありますが、当社では特に保育所などの「児童」分野に強みを持っています。

これまで社会福祉というと、ボランティアや奉仕の意味合いが強調され、サービス業という視点が希薄であったように思います。社会福祉制度の改正に伴い、事業者には「経営」感覚が求められるようになってきております。

「福祉はサービス」としての認識を持ち、一般の事業法人と同じように、品質の向上、組織管理、資金管理、人事労務管理といった経営をする上での重要な要素を当然に意識していかなければなりません。

そこで当社では、会計顧問としての資金管理面での経営サポートはもちろんのこと、人材の採用支援等もアウトソーシングで担い、事業者の人事労務管理をより重視して、経営改善のためのご提案をしていきたいと考えております。

「社会福祉会計簿記認定試験」を行います

小出正治

特定非営利活動法人福祉総合評価機構



社会福祉法人の会計には複雑な会計基準があり、一般の企業会計とはかなり異なります。そこで、福祉に精通した公認会計士・税理士の団体である総合福祉研究会が母体となり、社会福祉会計を学ぶ仕組み作りや社会福祉施設のサービス・運営に対する第三者評価などを行う目的で、2003年に福祉総合評価機構がスタートしました。

こうした活動の中で、社会福祉会計に携わる皆様のご要望に応じて生まれたのが「社会福祉会計簿記認定試験」です。第1回の「初級」認定試験が、11月20日に全国で行われます。内容は社会福祉法人会計基準に準拠したもので、対象は福祉施設や会計事務所の会計実務担当者、福祉行政関係の方々です。当初、1,500名ほどの受験者を見込んでおりましたが、30代、40代を中心に、約2,300名もの応募がありました。

2004年には、社会福祉法人会計簿記の講座を独立行政法人・福祉医療機構の助成を受け、全国7会場で開催したところ、700名の定員に対して1,000名もの希望者がありました。こうした予想を上回る反響は、福祉会計簿記を段階的・体系的に学びたい、知識のレベルを測りたいというニーズの高さを表しているといえるでしょう。来年は「中級」認定試験を予定しており、今後は「上級」認定試験をはじめ、さらに充実した仕組みを作っていくことを目指しております。

社員紹介



大綱小百合
法人税部

税理士業界は男女平等?!

会計・経理や資金繰り管理をしていると、女性向きな業務だなと思うことがあります。家計簿つけが好きだったり、お買い物品に目がなかったりと、女性の方がお金にシビアな人が多い(?)ですから。専門職のため男女の待遇差別はほとんどなく、仕事のできる人が評価されますので、そういう意味ではやりがいのある職業だと思いますね。



田中繁明
法人税部 マネージャー

経営者の皆さんと接するだけで勉強になります

経営者の皆さんとお話して感じて感心させられるのは、人間としての魅力です。特に、行動力と勇気、決断力には敬服してしまうことが度々あります。瞬間の判断で大金を投資されたり、商談をまとめられたり。勘の鋭さだけでなく、強運の持ち主でもあります。日々、いろいろなお話をうかがうことができ、とても勉強になります。



中村裕一
資産税務
税理士

早めの相続対策が重要です

今まで私が担当させていただいた中で、一番大きい相続税は10億円を超えました。バブルの時などは、資産が200~300億円ある方もいましたね。日本人の資産は75%が不動産で、25%は預貯金や株などです。相続税を支払うために先祖代々の土地を売却しなければならない方は多く、早めに相続を考えるべき時代になっています。



佐藤博之
法人税部

背中を押してくれたのは…

最初に入社したのは建設会社で、大阪で5年ほど暮らしました。大阪では関西弁を使わないと仕事にならないため、ヘンだと言われつつも、関西弁で話していました。会計士に転身しようと決めた時には、既に結婚していましたが、妻にも背中を押してもらいこんにちまで頑張る事ができました。

第6回 病は「血」から

■日常生活と「血」の関係

漢方では「血」に関する病態を「**血虚**」^{けつこ}と「**於血**」^{おけつ}の2つに分けて考えています。「血虚」とは「**血の量の不足**」の状態を表わし、「**於血**」とは、「**血の流通に障害**を来した病態」と定義されています。「血虚」による身体異常として、貧血を含め、不眠や動悸、痩せ、めまい感、目のかすみ、爪がもろい、皮膚が荒れる、**抜け毛が多い**、**筋肉の攣縮**^{れんしゆく}、手足のしびれなどの症状を訴えるとされ、「於血」に関しては、冷え症や顔面の色素沈着、眼輪部のくま、不眠、腰痛、月経異常などの症状を訴えるとされています。特に於血は温度差などの外的なストレスや精神的なストレスに加えて、運動不足、睡眠不足、高脂肪や高タンパクの過剰摂取、便秘なども原因の一つと考えられていますので、日ごろの食生活を見直すだけでも、改善効果が期待されるのではないのでしょうか。

■食べ物と「血」について

「血虚」の改善に役立つ食べ物として、**ホウレンソウ**、**ヒジキ**、**金針菜**、**ナツメ**、**ブドウ**、**スモモ**、**黒豆**、**レバー**、**ナマコ**、**牡蠣**、**ウニ**など、造血に役立つ食べものを摂取することがお勧めです。「於血」

の改善に役立つ食べ物としては、**黒豆**、**枝豆**、**ニラ**、**タマネギ**、**サトイモ**、**ショウガ**、**干し貝柱**、**イクラ**、**タラコ**など、**血液の流れに役立つ食べもの**がいいでしょう。また**血管の弾力を保つ**には、**牛乳**、



ことを忘れず過食に気をつけ、少し心掛けてみる気持ちが大切です。

最近のテレビや雑誌で「**血液サラサラ**」や「**血液ドロドロ**」という言葉をよく耳にします。中には不安を煽り立てて、特定の食べ物や健康食品が大きくクローズアップされた情報も数多くあるようですが、身体に取り入れるには、何事もまず慎重に検討する必要がありますといえるでしょう。日ごろから身体をいたわらず暴飲暴食を繰り返し、都合のよい時だけ健康ということは、あまりにも身勝手な考え方です。特に外食が多い経営者の方は、一度、日ごろの食生活を検証し、身体をいたわることに気付くことから始めることが、生涯現役を続けるために大切なことだといえるでしょう。



岩井正憲氏

1963年大阪市生まれ。大阪薬科大学薬学部卒業後、富山医科大学大学院に進み、薬学博士号を取得。テレビ・新聞・雑誌等で漢方薬の解説を行う一方、各地の有名ホテルで漢方に関するセミナーを開催。現在、全国のホテルニューオータニ「**Taikan-En**」にて「**好菜**（ハオツァイ）」を総合プロデュース。

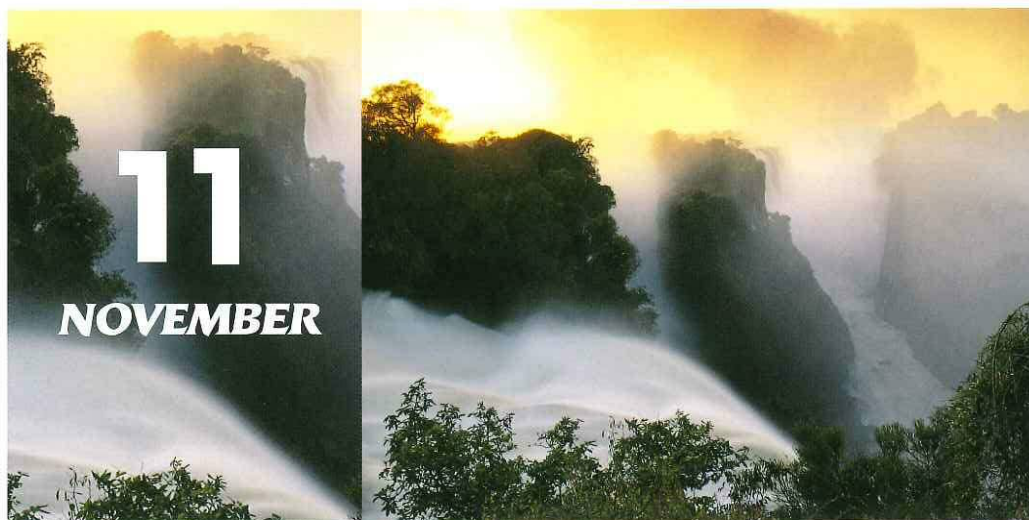
< 編集後記 >

4月発行の第3号でお知らせいたしましたとおり、この「the Heartful OAG」はついに月刊誌になりました。OAGに縁のある皆様へ、有益であろうと思われる情報やグループ各社の活動状況、スタッフ紹介などをよりタイムリーにお伝えできると考えております。今後もより充実した誌面作りのために、編集部員一同（といっても兼任者3名ですが）も一層努力していきたいと思っております。読者の皆様のご要望にもお応えできるような誌面構成も企画しておりますので、ご意見をいただけましたら幸いです。（ま）
編集人メールアドレス matsumoto@ckssystem.net

発行 太田・細川会計事務所 / (株)シーケーシステム研究所
(株)CFO / (株)経理秘書 / (株)ビジコム / (株)福祉総研
東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180

発行人 太田 孝昭
編集人 松本 眞一

2005 Calendar



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30	31	1 友引 省エネルギーの日	2	3 大安 文化の日	4 ユネスコ憲章記念日	5
6 友引	7	8	9 大安 ベルリンの壁崩壊の日	10 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限	11 世界平和記念日	12 友引
13 茨城県民の日	14 埼玉県民の日 大分県民の日	15 大安 所得税の予定納税額の減額申請期限 七五三	16	17 ポーゾレヌーヴォー解禁	18 友引	19
20 山梨県民の日	21 大安	22 いい夫婦の日 小雪	23 Jリーグの日 勤労感謝の日	24 友引	25	26
27 大安	28	29	30 友引	1	2	3

9月決算法人の確定申告/3月、6月、9月、12月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告/法人・個人事業者の1か月ごとの期間短縮に係る確定申告/3月決算法人の中間申告/消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人の3か月ごとの中間申告/消費税の年税額が4,800万円超の法人・個人事業者の1か月ごとの中間申告/所得税の予定納税額の納期限/特別農業所得者の所得税の予定納税額の納期限

個人事業税の納期限(第2期分)・・・11月中において市町村の条例で定める日
 ※税を考える週間・・・11月11日～17日